

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿3-7-1
信幸建設株式会社	東京都千代田区神田司町2-2-7

### 2. 指名停止措置期間：

平成28年10月28日 から 平成29年 4月27日 6ヶ月

### 3. 指名停止措置の範囲： 四国地方整備局管内

### 4. 事実概要：

当局発注の「平成26年度 松山空港誘導路地盤改良工事」に対して施工不良の疑いが生じたため、事実関係について報告を受けたところ、バルーングラウト工法による施工不良が確認され、一次下請けの信幸建設株式会社がこの行為に関与していた事実が確認された。

また、東亜建設工業株式会社は、当局にデータを改ざんした上で設計図書通りに施工が行われたとする虚偽の報告等を行っており、信幸建設株式会社はその虚偽報告にも関与していたことが確認されていることから、その行為には悪質性が認められる。

### 5. 指名停止措置理由：

東亜建設工業株式会社及び信幸建設株式会社が、当局発注の「平成26年度 松山空港誘導路地盤改良工事」において、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号（下記参照）に該当する。

また、東亜建設工業株式会社は、前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当し、信幸建設株式会社は、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

#### 【指名停止措置要領 別表第1】

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8304)

○ 総務部経理調達課長 中野 靖久 (内線 6311)

○ 総務部契約管理官 川口 芳満 (内線 6331)

総務部契約課長 入江 正利 (内線 2511)